



よくあるご質問

【新規認証・認証業務について】

Q	A
認証取得までの手順を教えてください。	「JAS認証の流れ」をご覧ください。
認証取得にかかる期間はどのくらいですか。	期間については書類作成期間に大きく依存します。早い場合で2~3ヶ月、遅い場合は1年程度かかることもあります。
担当者に条件はありますか。また、何人必要ですか。	詳細は「担当者の資格及び人数について」をご確認ください。 弊財団では業務を適切に行っていただくため、原則、生産行程管理責任者(小分け責任者あるいは受入保管責任者)と格付担当者(格付表示担当者)は別の方に担当していただきます。 事業の規模により適切な人数は異なりますので、管理に十分な担当者数を決めてください。 詳細はお問い合わせください。
すぐに有機加工食品を扱う予定はありませんが、先に認証を取得しておくことはできますか。	可能です。ただし、認証取得後、有機製品の取扱い実績がなくても、認証を継続される場合、定期調査を受けていただく必要があります。
具体的な相談をしたいのですが、オンライン会議ツールを使用して相談できますか。	可能です。メールにてご連絡ください。その際、「JAS認証お問合せシート」に入力いただいたものを併せてお送りいただきますとご案内がスムーズです。
講習会の開催日を教えてください。	有機加工食品については、一般社団法人 日本農林規格協会（JAS協会）が開催する「有機加工食品JAS講習会」の受講をお勧めしています。JAS協会のホームページ(https://www.jasnet.or.jp/index.html)をご確認ください。JAS協会の講習会の日程が合わない場合は個別に開催いたしますので、受講を希望される場合はご相談ください。 その他の規格についての講習会開催については、お問い合わせください。
有機加工食品の生産行程管理者と小分け業者のどちらの認証を取得すれば良いか分かりません。	パルクで仕入れたオリーブオイルを瓶に小分けする等、仕入れた状態のままのものを小分けするのであれば小分け業者の認証を取得してください。 複数の食品の混合や茶葉等のブレンドを行うには生産行程管理者の認証が必要となります。なお、生産行程管理者の認証があれば小分け業務も行うことができます。判断に迷う場合はお問い合わせください。
有機加工食品だけでなく、有機農産物に該当する製品を扱う可能性があるのですが、後から有機農産物の認証を追加できますか。	申し訳ありませんが、弊財団では有機農産物の認証を行うことはできません。 農産物の取り扱いのご予定がある場合は、有機加工食品と有機農産物の両方を認証の範囲にしている認証機関から認証を受けることをお勧めいたします。 別々の認証機関から認証を受けることは可能ですが、複数品目の認証による割引等を設定している認証機関もありますので、同一機関からの認証取得をお勧めいたします。 農林水産省の HP(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_kikan.html) から該当する認証機関を検索することが可能です。

【認証費用等について】

Q	A
認証取得時にかかる費用を教えてください。	<p>以下の①～③の費用がかかります。</p> <p>①認証手数料（認証区分、対象事業所数により異なります。） ②審査員の旅費交通費（弊財団の規程による）※東京地区起点 ③講習会の受講が義務付けられている担当者（複数名）が受講する講習会の受講料 詳細は「手数料」をご確認ください。</p>
認証を取得した後に継続的にかかる費用を教えてください。	<p>以下の①～③の費用がかかります。</p> <p>①定期調査手数料（認証区分、対象事業所数により異なります。） ②審査員1名分の旅費交通費※東京地区起点 ③製品検査手数料（ドレッシング、風味調味料、乾燥スープ、パン粉、そしやく配慮食品に限る。） その他、講習会の受講が義務付けられている担当者を変更する場合、新任担当者の講習会受講料が必要となります（講習会の定期的な受講は義務付けられておりません）。 詳細は「手数料」をご確認ください。</p>
JASマークをつけた数や売り上げに応じて支払う費用はありますか。	ありません。「手数料」をご確認ください。
認証手数料の見積もりが欲しいのですが、どのような手続きが必要ですか？	<p>「JAS認証お問合せシート」にご入力の上、メール添付にてお送りください。その際、認証の種類・認証対象とする事業所数（「有機加工食品の輸入業者」・「外部倉庫2箇所」など）も「問い合わせ内容」記入欄にご入力ください。</p> <p>旅費交通費につきましては、具体的な金額を記載することはできませんので、あらかじめご承知おきください。</p>

【その他運用・変更手続きについて】

Q	A
認証を取得した工場について、社名や事業所の所在地が変更になった場合、どのような手続きが必要ですか？	社名を変更する場合は、変更申請書の提出や認証証書の再発行手続きが必要です。変更前に、まずは弊財団へご連絡ください。
有機製品を保管する倉庫で、防虫対策として殺虫剤や防虫剤を使用しても良いですか？	原則として、有機製品を保管する倉庫での防虫・防鼠のための薬剤の使用は禁止されています。ただし、有機加工食品の日本農林規格 附属書Cに規定されている薬剤であれば、基準に従い、使用が可能です。また、有機製品の保管をしていない期間であれば、附属書Cに記載されていない薬剤の使用も可能です。詳細はお問い合わせください。
海外の事業者に格付表示を委託したいです。どのような手続き、手順が必要ですか。	<p>以下の手順が必要です。</p> <p>①海外の事業者とのJAS格付表示の委託契約締結 *。</p> <p>②「格付表示担当者を補佐する者」からJASマーク貼付数量等の報告 * を受ける手順を決める。</p> <p>③海外の事業者に「格付表示担当者を補佐する者」になる者を選出してもらい、研修を行う。（研修資料を提供し研修内容を理解した旨の報告書を受け取る）</p> <p>④認証機関に以下を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証申請書記載事項変更申請書 ・認証申請書添付書類「格付の表示に関する事務の一部の委託先一覧」「格付表示の実施方法」 ・格付表示規程（格付表示の委託についての内容を含むもの） ・委託先の有機の認証証書（写し） ・委託契約書（写し） ・格付表示担当者を補佐する者の研修記録（研修資料及び研修内容を理解した旨の文書） <p>⑤認証機関が④を確認し、申請が受理された後、格付表示委託を開始することができる。</p> <p>* 農林水産省HP内、令和7年10月国税庁・農林水産省「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の J A S の Q & A 」の問5-Q1に例の記載があります</p>